

『経営の状態を改善する取組をサポートします』 経営力強化保証制度

中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関（金融機関、税理士、診断士等）（※）の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、保証料を減免し、金融面だけでなく、事業者の経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。

※ 中小企業等経営強化法に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行および進捗の報告を行う方

支援内容

- **保証限度額**：無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円（一般の保証とは同枠）。
- **保証料率**：一般保証における保証料率から概ね 0.2% 引下げ
- **保証割合**：責任共有保証（80% 保証）。ただし、100% 保証の既保証を同額以内で借り換える場合は 100% 保証。
- **保証期間**：一括返済：1 年以内
分割返済：運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内。なお、本制度により保証付きの既往借入金を借り換える場合は 10 年以内。（据置期間はそれぞれ 1 年以内）

お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会 URL：<https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>